

別表（第3条、第4条、第13条関係）

種目	品目	障害程度	性能	対象年齢	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用品	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	18歳以上	8年	212,000円
		難病患者等で寝たきりの状態にあるもの				
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	18歳以上	5年	19,600円
		難病患者等で寝たきりの状態にあるもの				
		児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの。	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	3歳以上（ただし身障児及び難病患者等については17歳以下。）		
		難病患者等で寝たきりの状態にあるもの				
	褥瘡予防マット（身体障害者）	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止機能を有するもの。（電気式）	18歳以上	5年	86,580円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	67,000円
		難病患者等で自力で排尿できないもの				
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	3歳以上	5年	82,400円
体位交換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着の交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害児者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	15,000円	
	難病患者等で寝たきりの状態にあるもの					
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害児者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	4年	159,000円	
	難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの					

種目	品目	障害程度	性能	対象年齢	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用品	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	3歳～17歳	5年	33,100円
	訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	学齢児以上17歳以下	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者あるいは難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害児者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢児以上	8年	15,160円
		難病患者等で常時介護を要するもの				
	頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者及び平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	-	3年	12,160円
	歩行補助杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	障害児者が容易にかつ安全に使用し得るもの。	-	3年	3,860円
		難病患者等で下肢が不自由なもの				
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であって、障害児者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり、動作の補助、移乗操作の補助、段差解消等の用具となるもの。	3歳以上	8年	60,000円	
	難病患者等で下肢が不自由なもの					
特殊便器	上肢障害2級以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢児以上	8年	151,200円	
	難病患者等で上肢機能に障害のあるもの					

種目	品目	障害程度	性能	対象年齢	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	火災警報器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳に記載の障害等級が2級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該児者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	3歳以上	8年	15,500円（ただし、1世帯につき2台を限度する。）
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	3歳以上	8年	28,700円
		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯				
	電磁調理器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度の者及び視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	知的障害者及び視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	6年	20,700円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	18歳以上	10年	87,400円
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	3歳以上	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者	障害児者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	36,000円
		難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの				
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められるもの	障害児者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	56,400円	
	難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの					
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	10年	17,000円	

種目	品目	障害程度	性能		対象年齢	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	人工呼吸器用自家発電機	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められるもの(在宅で人工呼吸器を常時使用している者に限る。)	障害児者又は介護者が容易に使用し得るものであって、人工呼吸器用外部バッテリーを充電するために用いる機械。(充電器及びインバーターを含む。)		-	10年	100,000円
		難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの(在宅で人工呼吸器を常時使用している者に限る。)					
	人工呼吸器用外部バッテリー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められるもの(在宅で人工呼吸器を常時使用している者に限る。)	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの。		-	2年	50,000円
		難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの(在宅で人工呼吸器を常時使用している者に限る。)					
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。		学齢児以上	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。		18歳以上	5年	18,000円
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児者又は肢体不自由児者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。		学齢児以上	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害2級以上の者で前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者とする。なお、用具の提供は原則1回とする。	情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用するに当たり、必要となる周辺機器及びソフト等。		-	-	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。		18歳以上	6年	383,500円
点字器	視覚障害児・者が必要と認められるもの	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つことができる用具。なお、ここでいう点字器とは、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたものをいう。	標準型	-	7年	10,800円	
			携帯用		5年	7,500円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。		-	5年	63,100円	

種目	品目	障害程度	性能	対象年齢	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	6年	(録音再生機) 89,800円 (再生専用機) 36,750円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	6年	128,000円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	学齢児以上	8年	198,000円
	障害者用図書(大活字図書)	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、大活字による文字が読めるもの	—	原則として学齢児以上	1年	年額 60,000円
	障害者用新聞(点字新聞)	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、主に点字等により情報を入手しているもの	—	原則として学齢児以上	1年	年額 31,428円
	盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	10年	(触読時計) 12,000円 (音声時計) 13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代りに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	29,400円
	聴覚障害者情報受信装置	聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの。	-	6年	88,900円
	テレビ電話	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者もの	音声の代りに、画像により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用し得るもの。	-	6年	88,900円
	人工喉頭	喉頭を全摘出したこと等により音声機能を喪失した者。ただし、電動喉頭の給付は、職業上または学校教育上、真に必要と町長が認める場合に限る。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	-	4年	(笛式) 5,300円
				-	5年	(電動式) 72,200円
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの	電話回線の設置にかかる費用(工事料、加入費、手数料等。電話機本体は含まれない。)	18歳以上	-	83,300円

種目	品目	障害程度	性能		対象年齢	耐用年数	基準額
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	重症心身障害児者であって、人工呼吸器の装着が必要であり、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要なもの 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、重症心身障害児者等が容易に使用し得るもの。		-	-	157,500円
排泄管理支援用具	ストーマ装具	腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者。	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。（衛生用品等の附属品を含む。）	-	-	8,600円
			蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。（衛生用品等の附属品を含む。）			11,300円
排泄管理支援用具	紙おむつ等	ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者又は二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のある者で、紙おむつの必要が認められるもの	排泄された尿や便を捕捉するため下腹部に着用する紙製の使い捨ての衣服。（尿取りパッド等を含む。）		3歳以上	-	12,000円
		脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつの必要が認められるもの					
	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器が必要であると認められるもの	男子用	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製。	-	1年	8,000円
			女子用	A：普通型			8,800円
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の児者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の児者） 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害児者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。		学齢児以上	-	200,000円